# 香川県立坂出高等学校同窓会会則

### 第1章 総 則

第1条 本会は、香川県立坂出高等学校同窓会(松濤会)と称する。

第2条 本会は、会員相互の親睦を図ると共に、母校の発展と地方文化の向上に寄与することを目的 とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 会誌、会員名簿の発行
- (2) 会員の親睦、修養に関する会合
- (3) その他適当と認める事業

第4条 本会の事務所は、香川県坂出市文京町2丁目1番5号、香川県立坂出高等学校内に置く。

# 第2章 会 員

第5条 本会の会員は、次の者をもって組織する。

(1) 正 会 員 香川県立坂出高等女学校卒業生及び準卒業生

香川県立坂出高等女学校併設中学校卒業生

香川県立坂出女子高等学校卒業生

香川県立坂出高等学校卒業生

及び上記学校に在学した者で、2名以上の紹介者があり会長の承認を経た者。

(2) 特別会員 前号の各学校の職員及び旧職員

#### 第3章 役員

第6条 本会は、次の役員を置く。

会 長 1名

副会長 若干名

書 記 若干名

会 計 2名

理 事 若干名

監事 2名程度

評議員 若干名

#### 第7条

- 1. 役員は、会員の内から選出する。
- 2. 会長及び副会長は、評議員会で選出し、総会で承認する。
- 3. 書記、会計及び理事は、会長が委嘱する。
- 4. 監事は、評議員会で選出し、総会で承認する。
- 5. 評議員は、会長が委嘱する。

#### 第8条

- 1. 会長は、本会を代表し、一切の会務を総理する。
- 2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。
- 3. 理事は、会長の命を受け、会務に従事する。
- 4. 監事は、会務を監査する。

第9条 役員の任期は、総会から次回総会までの2年とする。ただし再任されることができる。 第10条 本会に顧問を置くことができる。顧問は母校の校長及び特に会長が委嘱した者とする。

## 第4章 会 議

- 第11条 総会は、本会の最高議決機関であり、原則として2年に1回会長がこれを招集する。ただし、 臨時にこれを開くことができる。
- 第12条 総会は、次の事項を審議する。
  - (1) 役員の承認
  - (2) 会務の報告
  - (3) 会則の変更
  - (4) その他重要な事項
- 第13条 理事会は、会長が招集し、重要な会務を審議する。
- 第14条 評議員会は、総会に次ぐ議決機関で、会長がこれを招集し、次の事項を審議する。
  - (1) 役員の選出
  - (2) 会務の報告
  - (3) 予算、決算に関する事項
  - (4) 総会に付議する事項の審議
  - (5) その他重要な事項
- 第15条 社会的事情に伴い、総会、理事会、評議員会などの会議開催が不可となった場合、以下の 役員の議決により、書面議決に代えることができる。
  - (1)会長 (2) 副会長 (3) 顧問 (4) 書記 (5) 会計 (6) 監事

# 第5章 会 計

第16条 本会の経費は、入会金並びに寄付金による。

第17条 本会の正会員の会費は、卒業と同時に徴収する。

第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

#### 第6章 支 部

第19条 本会は必要に応じて支部を設けることが出来る。

第20条 支部に関する規定は本会会則に抵触しない限り支部会員においてこれを定めるものとする。

第21条 支部はその名称、事務所並びに役員及び会員一覧を本会事務所に報告するものとする。

#### 附則

本会則は、昭和33年4月1日から施行する。

### 附則

本会則は、昭和55年12月1日から施行する。

#### 附則

本会則は、昭和62年10月31日から施行する。

#### 附則

本会則は、平成元年11月5日から施行する。

#### 附則

本会則は、平成8年4月1日から施行する。

#### 附則

本会則は、令和5年12月2日から施行する。